

札幌市市民活動サポートセンター
事業運営協議会

平成20年5月29日(木)
札幌エルプラザ 2階 会議室1・2

1. 開 会

事務局（会田主査） 皆様、こんばんは。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

これより、札幌市市民活動サポートセンター事業運営協議会を開催させていただきます。

議事に入りますまで進行を務めさせていただきます会田と申します。よろしくお願いたします。

澤出委員がまだお見えではないのですが、特に連絡がないので、間もなく来られるかと思えます。お時間になりましたので、進めさせていただきます。

2. 財団法人札幌市青少年女性活動協会事務局長あいさつ

事務局（会田主査） 開会に当たりまして、市民活動サポートセンター指定管理者として管理運営を行っております財団法人札幌市青少年女性活動協会事務局長の高橋よりごあいさつを申し上げます。

事務局（高橋事務局長） 皆さん、こんばんは。

青少年女性活動協会事務局長の高橋でございます。

この市民活動サポートセンター事業運営協議会の第7回の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、月末で大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございました。今回で第7回目を迎えるわけでありますけれども、平成18年9月に第1回を開催し、それを皮切りに、この2年間、皆様方には事業運営協議会の運営につきまして大変ご尽力をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

この間、私どもは、皆様方からいろいろとちょうだいいたしましたご意見を、事業の計画あるいは運営に参考とさせていただいてきたところでございます。昨年度は、市民企画講座ということで、登録団体の発表の場を提供し、団体活動の活性化を図るとともに、市民に市民活動団体の情報を周知し、市民活動のさらなる活性化を図るため、各種事業展開をしてまいったところでございます。

今年度は、市民活動サポートセンターの運営とともに、事業につきましても利用者アンケート調査結果や、ご利用いただいた活動団体の皆様のご意見及びこの事業運営協議会で委員の皆様からちょうだいいたしましたご意見をもとに、エルプラザの公共施設としての一体化をさらに生かしながら、市民活動の拠点施設としての機能をより一層高めていくよう、そのような運営を目指しているところでございます。

本日は、お手元に資料を配付させていただいておりますけれども、4項目につきましてご協議をいただくわけですが、特に、その中で市民活動サポートセンター事業運営協議会の運営についてということでご提案をさせていただいております。市民活動のさらなる活性化を図るために、ご意見、あるいは貴重なアイデアをちょうだいしたい、そのように考えているところでございます。その中で、市民活動への支援の充実を深めてまい

りたいと考えているところがございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第7回事業運営協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（会田主査） 今回の会議につきましては、市民の皆様への傍聴席を用意しております。会議の経過を聞いていただくことができるようにしております。

さらに、市民活動サポートセンターのホームページにおきまして議事録を公表させていただきます。皆様の前にマイクがございますけれども、集音へのご協力をよろしくお願いいたします。

また、新年度になりまして、職員の人事異動がございました。ここで、新しい職員の紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、市民活動主幹の相馬にかわりまして、大築主幹です。

事務局（大築主幹） 舞い戻ってまいりました大築でございます。よろしくお願い申し上げます。

事務局（会田主査） 同じく、志賀主査にかわりまして、小野主査です。

事務局（小野主査） 小野と申します。よろしくお願い申し上げます。

事務局（会田主査） あわせてのご連絡となりますけれども、館長の岩尾は、本日、体調不良のため欠席とさせていただいております。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

事務局（会田主査） それでは、議事を進めさせていただきます。

ここからは、杉岡座長に進行をお願いいたします。

杉岡座長 それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。本日は、お手元の次第にありますように、4件の議題が予定されているわけですが、最初に、19年度の事業報告及びこの間の2カ月ほど平成20年度に入って運営が行われておりますので、ここにつきましてもあわせてご紹介をいただきたいと思います。

それでは、最初の二つにつきまして、まとめてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局（小野主査） それでは、19年度の市民活動サポートセンター事業実施報告をさせていただきます。

お手元の資料の1ページをごらんください。

いくつか抜粋して紹介させていただきます。

まず、3段目の市民活動情報誌の発行。お手元にあります「みんなのしみサポ 第17号」をごらんください。既に3月7日に発行しております。18年度に引き続き、表紙に活動中の団体の画像を掲載しました。

また、2ページ、3ページ目をごらんください。

新たに、学生による編集スタッフがインタビューをした記事を掲載することで、より具

体的に市民活動の状況が伝わることを目指してまいりました。その結果、取材対象として扱ってほしいという団体も数多く出ており現在、18号に向けて動いております。

続きまして、資料の2ページ目をごらんください。

市民活動相談です。

年間を通して相談事業がありまして、19年度は延べ468件の相談がありました。内訳につきましては、後ほどご説明いたします。お手元に白い表紙の冊子がございますので、ごらんください。

平成18年度、19年度の総括として、市民活動相談を協働実施しているさっぽろパブリックサポートネットワークさんの編集のもと、発行することができました。この報告書を通して、相談窓口を市民や活動団体に知っていただくとともに、これから活動をしようとする方の参考にしていただけることを期待しております。

次に、資料の3ページに移ります。

下段、「NPOのための組織運営カレベルアップ講座」は、札幌市と共催事業で行った事業であります。市民活動の分野では大変著名な方を講師に招き、たくさんの参加者を臨んで実施しました。残念ながら、周知が少しおくれたことや、タイトルから内容をイメージすることが難しかったのかと職員側で推測しております。しかし、参加した12名の方からは、疑問点が解決でき、資金面を考慮するためのヒントを会得できたという声が聞かれました。

続きまして、4ページへ移ります。

「する？しない？「法人化」～知ることから始めよう「NPO法人」のつくり方」。2月に2回実施しました。法人格を取得することを視野に入れた団体さんの参加が多いのかと予想しておりましたが、まだ団体を立ち上げていない方、取得予定はないけれど、知っておきたいと思って参加してきた方の方が多かったというのが現実です。これは、タイトルがわかりやすかったと考えられ、定員を超えたと思っております。

次に、「市民企画講座」です。

昨年度は4団体による市民企画講座が実施されました。企画終了時には、今後の団体の課題が明確になったり、事業の実施方法が理解できたという団体もありまして、本事業の目的を達成できたと思えます。

中でも、日本系譜学協会さんの「家系調べの初心者相談室」という講座を展開いたしました。その様子を富良野市生涯学習センターがホームページ上で見つけ、ぜひこの講座を富良野市で展開してほしいという講師の依頼がありました。現在、講師派遣に前向きに検討しており、今年度に月1回の講座開講が実現できるということを担当職員から聞いております。

5ページへ移ります。

「情報コレクション」を3月に実施いたしました。

1階のエントランスロビーでイベントの告知、団体PRを行いました。また、サポート

センター内の見学会も実施しました。また、レゴブロックを使用して、センターのミニチュアを作成し、施設紹介を行いました。親しみを持ってもらえる事業が展開できたと考えております。

続きまして、6ページに移ります。

施設利用状況のご説明をいたします。

会議コーナー利用が定着し、確保できなかった団体が相互利用を利用し、活動支援施設を利用しています。結果、消費者センター、環境プラザの施設利用が増加しているということがわかります。

7ページへ移ります。

活動支援施設の状況であります。

サポートセンターの会議室コーナーは大小ともに、常に80%以上の利用率となっております。1週間前になると、研究室1から4、消費者サロン、ミーティングルームの利用受付が可能になります。利用増加になっている一因であります。

続きまして、8ページに移ります。

市民活動団体の登録数の集計でございます。

18年度から19年度にわたり約200団体が増加しております。活動分野の内訳として「学術文化芸術、またはスポーツの振興を図る活動」団体が46件、「保健医療または福祉の増進を図る活動」団体が31件、「まちづくりの推進を図る活動」団体が23件という結果が出ております。

続いて、9ページへ移ります。

印刷機の利用は特に4月、5月は非常に利用率が高くなっている状況であります。

10ページに移ります。

先ほど、相談件数のところでご説明しました集計表です。

18年度から若干増加しております。18年度当初は相談窓口がまだ完全に周知されていなかったということ、センターのことについての問い合わせ、逆に市民活動以外の問い合わせが多かったというのが現状でありました。現在は、イベントへの集客アドバイスをしてほしい、NPOの組織運営、助成金情報の相談が寄せられているということが数字から見てわかるのではないかと思います。

11ページへ移ります。

どちらの施設も大幅にアクセスされていることがわかります。市民活動サポートセンターにおきましては、メルマガが好評で、こちらを通じてのアクセスも考えられると思います。

12ページへ移ります。

市民企画講座は、今年度もメイン事業であります。現在、要項を持っていただいている団体が20団体以上。そのうち、正式な申し込みが1団体。今現在、職員との打ち合わせ調整をしているのが5団体でございます。

次に新規事業になります。

研修学習機能「NPOのための広報術」。

団体活動を維持するために重要なものとして上げられるのは広報と考えております。今回は、講座講義とパソコンの実践を合わせた講座を実施いたします。

「さぼーとほっと基金」団体登録・助成に関する説明会です。

既に2回の説明会は終了しました。2日間とも70名を超える参加がありました。やはり関心が高いものと感じております。「市民活動とまちづくり活動」の説明、「基金の制度」に関する説明、質疑等がありました。最後に、さぼネットさんから「基金をアクティブに生かすコツ」というお話もいただきました。

続きまして、13ページへ移ります。

先ほど、ホームページのアクセス数のご説明をしましたが、メールマガジンの発行は既に行っております。今年度より、週1回、「札幌市民活動イベントニュース」を配信しております。事業案内、各種講座、イベント情報、助成金情報などをタイムリーに、最新情報を提供しております。

また、9月2日土曜日に「公共4施設交流支援事業」として5周年記念事業を予定しております。市民活動団体同士、またはまちづくりセンター、学生さん、企業さんとの交流を図る機会を提供し、広く施設の周知を図っていくという目的で話し合いを進めております。ぜひともご参加をお願いしたいと思っております。

16ページをごらんください。

併せて、事務ブースのご説明をいたします。

16、17ページ、今年度の4月1日現在での事務ブースの使用団体一覧であります。

20年4月から入居された団体は4団体。また、21年3月で3年がたち退去しなければならぬのが2団体ございます。

また、「事務ブース利用者団体顔合わせ会」を22日に実施しました。入居団体同士、または職員も一緒に顔合わせ会を行い、今後一体感のある絆となっていくことを願って、日々の日常的な連携の中でさらなる案を煮詰めていきたいと考えております。大変意義のある顔合わせ会でした。

最後になりますが、市民活動サポートセンターの打ち合わせコーナーのお知らせです。5月の休館日を利用し、レイアウトを変更しました。団体活動紹介ファイルコーナー、登録団体が発行した刊行物を閲覧しやすく手前の方に設置いたしました。その結果、立ちどまり見ている人、またはファイルに入れてほしいという団体さんが数多く来ております。皆さんも見ただけならばと思っております。

以上で状況の報告を終了いたします。

杉岡座長 それでは、昨年度の事業実施の結果と5月までの経過について紹介していただいたわけですが、これらにつきまして、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 すごくわかりやすい資料でありがたいのですが、4ページの一番下を書いてありますアンケート調査は、前回の協議会のときに見せていただいたものでしょうか。

杉岡座長 アンケート結果ですか。

伊藤委員 はい。

杉岡座長 どうなっていますか。

事務局（小野主査） 前回の協議会は1月です。このアンケート調査の実施期間は2月15日から3月16日であります。現在はアンケート結果をもとに、これからどのように意見を反映していこうといったことを、職員間で検証中であります。

杉岡座長 それは、自由意見を書いてあるということですか。

事務局（小野主査） あります。

伊藤委員 一応、どんなことをお聞きしたのかというアンケートの項目を教えていただくことは可能でしょうか。

事務局（小野主査） 可能です。

伊藤委員 このアンケートでは具体的にどんなことを聞いたのでしょうか。

杉岡座長 恐らく、いずれホームページ上でも紹介されることになりますね。

事務局（小野主査） ご報告したいと考えております。

杉岡座長 144人というのは、個人に聞いているのですよね。

事務局（小野主査） 利用者個人に聞いております。

杉岡座長 集計はしたのですか。

事務局（小野主査） しています。

杉岡座長 では、本当にやっているかどうかわかりませんが（笑）、また改めて報告していただくということにさせていただきます。

事務局（小野主査） よろしく申し上げます。

伊藤委員 ありがとうございます。

杉岡座長 ほかはいかがでしょうか。

西井委員、どうぞ。

西井委員 前回、しみサポ出張所をボランティア研修センターと手稲区でやっていただいたのですが、新年度はその計画をしていないのでしょうか。個人的には、各区を回っていけばいいのではないのかなと思ったのですが、いかがですか。

事務局（小野主査） 申しわけありません。

計画しておりますが、文書上に表現していませんでした。「しみサポ出張所」はもちろん新たに「しみサポ調査隊」と銘打って、新規事業で市内の公共施設等で市民参加型パネルを展示する予定をしております。

杉岡座長 ほかによろしいですか。

井上委員 6ページからの利用状況ですけれども、たしか昨年度からだったと思うので

すが、利用内容について結構詳しく書いてもらうような形になっているかと思うのですが、利用内容の傾向などは集計されているのでしょうか。例えば、会議が多いとか研修が多いというような施設利用の中身です。

事務局（小野主査） 皆さんに、ご利用のたびに利用票を書いていただいております。それを集計したものがございます。本日はご用意しておりませんが、ご提示することはできます。

杉岡座長 何か具体的に希望などはありますか。

井上委員 できれば次回からその内訳を見せていただきたいのです。どうしてかといいますと、そろそろ、施設自体の周知もある程度進んでいて、利用形態とか、私も実際に使っている実感からすると、もうある程度飽和状態なのではないかと思っています。これからは中身というか質が問われてくるのかなと思うのです。市民講座のこれからの展開もそうですけれども、もっと積極的にまちづくりとか外に開いてかかわっていく広域性を持った団体の活動がこれから本当に求められ、ここのセンターが拠点として機能するかどうかというのは、これからの一つの存在意義になってくると思うのです。

ですから、この数字は減ったり、変わらないということに関しては、余り一喜一憂する必要はなくて、むしろ、これからの評価基準の中身になるのではないかと思います。せっかく詳しくとるようになってきているということですので、ぜひ、そのあたりを出していただければと思います。

杉岡座長 ほかにいかがでしょうか。

メルマガというのは、もう昨年からはやっておられるのですね。

事務局（小野主査） やっております。

杉岡座長 ここの478という配信希望者というのは、もう既に利用している人も含まれているわけですね。

事務局（小野主査） そうです。

杉岡座長 実際には、新規に4月以降に希望が出たとかというのはどのくらいあるのでしょうか。

事務局（小野主査） 4月以降の数字は入っておりません。

杉岡座長 ほかはどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

杉岡座長 それでは、もしお気づきの点があれば後ほど発言をいただきたいと思いますが、きょうの中心的な議題でもある3番目の前回の委員会における提案、要望に関する経過報告と、その後、運営についての意見も皆さんからご指摘をいただくことになると思いますが、最初に、前回の委員会における提案、要望に対する経過報告について説明をお願いしたいと思います。

事務局（岡本課長） それでは、簡単ではございますけれども、前回の協議会の後半の

時間にいただきましたご意見につきましての経過を簡単に報告させていただきます。

前回の後半の残り残り時間がない中で宇野委員からいただきました協議会での検討事項だったので、前回の検討会議の後、宇野委員に時間をいただきまして、私と意見交換をさせていただきます。

この場で議論する内容についてのご提案ということで賜りました。具体的には、事務ブース、レターケース、また、それぞれ市民活動サポートセンターの中で実際にやっている事業評価というところの議論や、事務ブース入居者のその後の経過などを協議会の場で議論できるといいのではないかなど、さまざまな角度からご意見をいただきました。ありがとうございました。

それにつきましては、協議会とは別な場で皆様に集まっていただいて検討することはいたしませんでしたけれども、いただきましたご意見に関しまして、私ども市民活動サポートセンターの内部の担当者レベルで検討しまして、また活動協会内部でも調整してまとめさせていただきますので、その結果を今回の検討事項として取り上げさせていただきます。

詳細は、後ほど、検討結果というところを説明させていただこうと思いますが、いただいたご意見に対して何かと迅速に対応できないところがありまして、大変申しわけなかったなと感じております。この場をおかりしまして、おわび申し上げます。

以上です。

杉岡座長 その経過報告は、具体的には14ページから話になるのですね。

それでは、今の経過を受けて14ページ以降の議論が予定されているということですが、今のところで何かご確認、ご意見があればお伺いしたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

杉岡座長 それでは、早速、用意された図解もありますので、これについて皆さんに確認をしていただき、ご意見をいただくということで、4番目の検討課題ですが、市民活動サポートセンター事業運営委員会の運営についての説明をお願いしたいと思います。

事務局(岡本課長) それでは、資料の14ページをごらんください。

協議会の検討議題ということで、事業運営協議会の運営についてご提案いたしました。

市民活動サポートセンターですけれども、やはり、札幌のまちづくりのために、市民活動を活性化して、それが札幌のまちづくりを進めるために、また、まちづくりにつなげるために市民活動サポートセンターが果たすべき役割は何かというところを検討する場として、そして、我々指定管理者内部の考えだけではなく、外部の利用者の方、または市民活動をされている方からご意見をいただく場としてこの協議会の場があるわけですが、より具体的にここを協議する場にしていくために今回の提案をいたしました。

改めてここでご提示したのが(1)番の市民活動サポートセンターの役割です。ここの協議会を最初に開設したときに、私どもの方から指定管理者が目指す市民活動サポートセンターということで一度説明させていただいたと思うのですが、改めまして、こういった

形で書かせていただきました。

ひとつめは、これまでの意見でいただいていたように、単なる場所貸しとか便利の提供ということだけではなく、本当に活性化につながるような支援が必要だろうということで、こういうことを考えております。

また、市民活動が広く市民に開かれた活動になるように、市民活動サポートセンターがそれを促すような役割を担い、活動を開始して間もない団体がよりその活動を軌道に乗せられるように、そういった活動を応援するためのプッシュアップをしてこうということが二つ目です。

三つ目といたしまして、活動されている方の中には、割と狭い対象に向けて活動を展開している方もいたり、いきなり広い対象に向けていろいろやるのは勇気が要りますので、そういったところの情報提供を含めて、また、ほかの団体とつながることでより広い活動をしていけるのではないかとということのお手伝いを市民活動サポートセンターが担っていけばいいのかなと考えております。

私どもは指定管理の管理運営業務をしているわけですが、利用者側の思いとしましては、印刷機を使いたいから登録をするということや、パソコンを活用したいから登録をされているというような方、また地の利がいいものですから便利な場所だからということでご利用になっている方が実際は少なくない状況です。そんな中で、私どもが目指すものとのギャップをどう埋めていくかということをお手伝いを市民活動サポートセンターが担ってまいります。

そこで、(2)番目に運営協議会の運営についてここに記載してありますとおり、支援のあり方というものも、我々指定管理者側からの一方的なものではなくて、また市民活動サポートセンターの窓口を担っている職員たちが持っている生の情報を皆さんに伝えつつ、委員の皆さんとともに、協働して支援の形をつくり上げていきたいと考えております。

15ページの別紙1をごらんください。

そちらの方に書かれていますように、協議事項というところですが、この協議事項自体は変わらないのですが、7)番目のその他センターの運営に関する内容に含まれることとしまして、支援そのものの具体的な方法を協議するということを含んでいきたいと考えております。

これまでも検討議題として、ブースの利用や市民企画講座など活動支援のあり方を単発では取り上げてきたのですが、時間的なものもありまして、協議の内容を深められなかったところがあったかと思えます。そこで、委員の皆様から、サポートセンターの運営について客観的に意見や評価をいただく時間はこれまでどおり確保しまして、検討議題として取り上げる内容によっては、委員と指定管理者の側が同じテーブルについて日々、窓口で市民からちょうだいする生の情報や要望をその場に持ち出すことができるかと思えます。そういった意味で、委員の皆さんと活動支援の方法を練る場をつくっていきたいと考えております。

そこに取り上げる具体的な事項といたしまして、事務ブース提供の目的、利用のあり方、その事務ブース入居者の募集の仕方、レターケースの提供、あとは活動団体の登録というところを取り上げていきたいと思えます。

先ほど言いました協働で練りをする場というのは、いわば事業運営協議会の拡大としまして、拡大協議会として職員も入って一緒に作り上げる場を持たせていただきたいと考えております。

ここまでは、事業運営協議会の運営自体のご提案ということで出ささせていただいたのですけれども、この協議会の形態の変更について、皆さんからも客観的なご意見や、また、これまで協議会委員として携わっていただいた中でこの運営につきましてご意見などもあるかと思えますので、そういったところをいただきたいと思えます。もう一つは、このような形態で協議会を開催することで想定されるメリットとデメリットは当然あるかと思えます。そういうところにつきまして、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

杉岡座長 それでは、今、サポートセンターの役割についての現状と目的のギャップがあるということも触れられていましたけれども、この点についてご質問、ご意見及び今後の協議会の運営についてどういう工夫や課題を考えていますかということも紹介されました。これも含めまして、これからの事業運営協議会の取り組むべき課題について、2年間、いろいろ参加をしていただいて議論していただいたわけですが、総括的に少しコメントもいただきながら、今提案していただいた問題についてご意見をお願いしたいと思えます。

杉岡座長 では、まず宇野委員、お願いできますか。

宇野委員 14ページから順に意見をいうと(1)番のサポートセンターの役割はいいのではないかと思います。よく言われるのが、場所の提供とか、便利の提供とか、この施設は利便性があるからこことかわるという市民団体が多い中で、管理運営の側から言えば、ここは市の建物だということをお考えれば、単なる場貸しではないと思うし、便利がいいから利用してもらうだけではないというのはわかるので、その から 番を進めていきたいというのは、私はとてもいいのではないかと思います。

杉岡座長 井上委員、どうでしょうか。

井上委員 まず質問したいことがあるのですが、私の理解では、この新しい形式になると、運営協議委員が個々の事業内容や職員の仕事にかなり立ち入っていくことになるのかというのが一つです。

それから、議題を発信する立場というか、今でも各委員が発信できると思うのですが、事務局と同じぐらいの頻度で委員も問題発信ができるという形になると、それはそれで非常にいいと思うのですが、現実問題としてそういう形で事業を検討していくということになっていったときに、開催の回数は変えるか変えないかを含めてどういうふうに想定しているのかということです。

もう一つは、形式的かもしれないし、これは非常に重要だと思うのですが、市との関係で、運営協議会の機能という役割をここまで変えてしまって大丈夫なものかということ。厳密に言うと、この運営形態になってくると市民の参加を現実に進めていくという形とちょっと違うのではないかとこのころがあります。むしろ、この運営協議会自体が運営をチェックするような機能というところていくと、市が持っている機能とかち合うのではないか。もっと言うと、市がもともと想定していた委託内容やスタンスと協議会が対立をする場面が想定されるわけです。それは、極端な話をすると、こっち側の意向が利用者の実態に合うからいいということが許されるのかどうかということです。そのあたりの整理がどうなのだろうというふうになつたので、お聞きしたいと思います。

事務局（岡本課長） 開催回数は、内容からすると、頻度を上げていけるといいなと思っているのですが、何分、指定管理者で持っている予算の額がございまして、回数の頻度としては、これまでどおりという形になります。

2番目ですが、まず、指定管理の業務の中に運営協議会を開催することという項目がございすけれども、その内容については、例えば公募の委員を必ず入れること、それから、事業に対して評価いただく場をつくることというような範囲になっておりますので、そのところは特に問題はありません。

あとは、行政側と実際の市民活動団体の要望とがマッチしない場合も確かにあるかと思ひます。そういった場面では、間に挟まるのは我々指定管理者という形になります。当然ですが、本当に市民活動促進に適した内容であれば、それは札幌市の方に提案していくという形になろうかと思ひます。建物の設置条例にかかわるようなことなど、すぐには変えられないものもございすけれども、皆さんの声を後押しに提案したりということとはできるというふうになつております。

杉岡座長 どうでしょうか。

坂井委員 僕が一番気になるのは、我々はこれが最後です。あと1時間てどこまでできるのかという問題があるわけです。中途半端な形で、これでもって全員取りかえてしまつたら、もう一回、一からやり直しです。ほかの札幌市の委員会でも、全員入れかわるといふことはある面ていいことなだけけれども、2年たつたらもう一回ゼロからやり直し、また2年たつたらゼロからやり直しで、全然積み上げになつていなくて進んでいないというよふな委員会もあるやに聞いているのです。

下手をすると、そういうことになつてしまうのではないかと同時に、例えば、今、区民会議の問題が新しく出ていますね。それから、市民活動促進の専門アドバイザー会議の問題が出ていますね。それから、保健福祉局で福まちのステップアップも、私も委員ですが、今度、まとまったものが出てきます。では、だれがわかっているのかといふことがないと、部分的な議論をしてもどうなのだろうかと、一番基本的な問題ですね。これは、ある程度長期的にやる人と短期的にやる人と、例えばこの会議が半数入れかえになるというふうにしてつないでいかないと進まないのではないかなという気がするのです。

杉岡座長 今のお話は、この運営協議会の組織をどうするかという問題ですね。

坂井委員 それも含めてです。

きょうまとめたものをどういう形で新しい方に引き継ぐのか、ちゃんとうまく伝わるかということです。中途半端な形でお任せするのも悪いなと。

杉岡座長 私がちょっと危惧したのは、今、岡本課長がおっしゃいましたが、こちらの後押しを受けて交渉するという形になるのか。結局、拡大協議会のようなことになると、指定管理者が市と直接やりとりするということになってしまいますので、逆に、私たちの意向を代弁するというよりは、自分たちの意向をそのまま持っていくということになってしまいます。その辺は、単に指定管理者と市とのやりとりというレベルにつながってしまうと、逆に市としては非常にやりやすいのです。協議会の第三者的な意見を尊重してほしいということで交渉する仕方と、自分たちの希望を理解してもらいたいという話では、代弁的な役割が直結してしまうわけです。そういう意味では、必ずしも数がふえれば有利になるというだけの問題ではなくて、逆にどうにもならないようなことも若干危惧されます。

そこは、問題の持っていき方は、手続上は簡単ではなくて、先ほど井上委員さんが言われたように、指定管理者として望ましいことを協議会を通じて改善していけるように市と交渉していくためには、どういう運営の仕方をしたらいいのかという問題が、結局、仲よしグループになって交渉をしていけるのかどうかということが組織の手続上の問題として出てきます。そこは、うまくやらないと、逆にそれっきりのようなことになってしまいます。

宇野委員 先程、市民活動サポートセンターの役割はいいなと私は思ったと発言したのですが、この図の中に、公設民営なのに、大家さんである市が入っていないことは疑問です。協議することがこういうふうにあって、(2)から15ページにわたり、では今後の協議会はどうかという提案になっています。今日はいらしていないけれども、市の方が事務局側で着席したことがありますね。議題によっては、あの人は今答えてくれるのかと会議のときに期待したことがありました。左の図の中に位置付けを前提に、今後の協議会の運営にも加わるのか否かを考えたいと思います。

杉岡座長 入れば、縛りをかけられますね。

宇野委員 すごく力を入れてしまったのだけれども、それが先ほど座長がおっしゃったことに関係してこないかなと考えます。

杉岡座長 入っていれば、担当者がちゃんと答えていると言えますけれども、奥の方に引っ込んでいますので、私たちが言ってまとめた話をまた市の方に持っていっても、それは無理ですよと言われてたら、それきりみたいなことになりかねません。

宇野委員 もう一つは、皆さんホームページでご存じだと思うのですが、この運営協議会の前の前に、この建物ができる前に、こういう施設をつくりたいんだというところで検討委員会が設けられています。今期、この委員を引き受けるに当たって、運営協議会とは何かと思うものですから、私自身がそういうところから見返していったときに、や

はり行政と市民が一緒になってこの施設のあり方を考えていくというのがスタートだったように読み取れたのです。

次に、この建物ができて事業運営協議会となったのでしょうか、私たちの前の期の人たちが話し合っていることは、やはり、もっと市も一緒にというところで運営され、年度の終わりに財団さんが指定管理者を受けたことで、わざわざ1回、追加の会議をしているのですね。私どもが今回から業務を承ることになりましたけれどそれですとあって、その議事録を見たら、ちゃんとやってくれよということで終わっているのですね。

そして、初めて、私たちが公設民営の中で、今期、この運営協議会をやったのだなと思うと、何かちょっと稼働率など場貸しだけだったような気がして、これで委員を終わっていいのかと思うのです。私も、委員としての謝金もいただいてここに来ているのだけれども、いつも事務局預けという形で終わっていたことにちょっと違和感を覚えたのです。

今、事務局から提案をいただいているのだけれども、その辺について少し意見をもらった方がいいと思います。そうすると、先ほど坂井委員がおっしゃったように、この数時間でどこまでいくのだというところにちょっとでも足しになるのではないかと思いますけれども、座長、いかがでしょうか。

杉岡座長 その辺について、皆さんからご意見をいただければと思いますけれども、嶋委員、どうですか。

嶋委員 私の中でまとまった意見になっていないのですが、最終的に、今回の提案というのは、協議会の構成メンバーをかえたいという提案なのですね。

事務局（高橋事務局長） メンバーをかえるということではなくて、先ほど岡本の方から説明をさせていただきましたけれども、協議会で皆様方からご意見をいただくのは現状で7点あるわけですが、それ以外の部分で、私どもが身近というか、日々非常に懸念されるような部分について、こういう形ではなくて、日々接して一番わかっている私どもも一緒の場に入って、自由に意見交換をし、また皆様方からご意見をいただけるようなテーマの話ができる場面があったらいいというのが拡大協議会の設置という提案でして、委員をかえるということではないです。

嶋委員 言い方が悪かったかもしれませんが、私の中でまだ理解ができていません。こういうふうになったらどういうメリットがあるのかというのは、今説明してくれているのかもしれませんが、いまいち、まだはっきりわからないのです。今回あったような回数で行われる中で、拡大協議会というものになって、今までとどれだけ大きく違うのかなというのが、まだ自分の中で具体的なイメージを持ってないのです。メリットというか、何が著しくよくなるのかということがわからないのです。

三浦委員 この説明書ではわからないのは当然だと思います。僕もこれではわかりません。

坂井委員 今、この運営協議会では、どちらかというと、場所貸しではないとか、便利がないとか、いわばハードの面が中心になっているのですけれども、もっとどういう事

業についてというソフトの面がうまくいけば、ハードの面もおのずと解決すると思うのです。むしろ、ソフト重視でいくべきではないかと思うのです。

横江委員 そもそも目的が、市民活動を促進するのであれば、そういった支援を個々の委員さんが知恵を出し合って、指定管理者の方々とだけではない知恵も出し合って、また自分の経験も加味してつくり上げていくという理解で会議に出ていたのです。そして、利用実態とか、こういうことをやると。

ですから、こういうことをやりたいとか、こういうことをやっていく、あるいは、いろいろな委員から出た意見で14ページ、15ページをつくってくれたというのは、私はこれを見て、指定管理者の方は非常に真摯にとらえてやられてくれているなと思うのです。それ以上の進展策については、皆さんが意見を出し合っていかなければいけない。

だから、今後、この拡大をどうするのか、決まった予算の中で、回数が同じで、委員もかわったりして、ではこれがいかに継続されていくかという知恵を一つでも二つでも出して、それを管理者の方に伝えていくという立場でいいのかなと思ったのです。

では、固定メンバーでより長期的にやっていくとなると、このメンバーで一つの市民組織をつくらないとだめだと思います。これが永続的に、あなたたちのグループはもう要らないよと言われるまで一緒にやっといこうよという形の組織体には変わるのではないかと思います。今、それを清田区でちょっとやっているのです。

西区の八軒の地区センターについては、指定管理者が協議会を設けています。向こうから設けたのです。しかし、清田の地区センターについては、指定管理者が設けたのではなくて、地域住民組織が未来委員会を組織して指定管理者と協議しています。指定管理者がつくったわけではないのですけれども、固定メンバーで協力体制に入っております。

だから、ここのあり方も、こういう形でいくのか、それとも固定メンバーの組織をつくるのか、不必要だと言われるまで協力していくのか、それは指定管理者さんの考え方であって、組織体としては全部が一緒にはならないような気がするのです。

ちょっと漠然とした話で申しわけなかったのですけれども、そんな印象を持っています。
杉岡座長 伊藤委員、どうですか。

伊藤委員 僕の意見としては、とりあえず今出してくださった事業運営の拡大協議会というものに対しては賛成です。それは、現段階では、協議会があって、指定管理者さんがいるのですけれども、ここの協議会でいろいろ事業について文句を言って、それを聞いていただいてという形になってしまっていると思うのです。そもそも、僕たちは市民の意見を反映させたものを言わなければいけないですし、指定管理者の方は市の意見を反映させて、そこで意見をすり合わせていかなければいけないと思うのです。だから、ここがセパレートされてしまっているのは問題だなと思っています。そこで、うまくいくかはわからないですけれども、やはり一緒のテーブルについて意見を交わすことは非常に大事だなと思うので、この形はとりあえずいいなと思っています。

それは一つの意見ですけれども、先ほど言われたように、余りハードのことを形として

どうするかではなくて、残りの時間で、ここで話す内容をどういうふうにしたらいいのかということ考えた方がいいと思っています。どういう議題について話すのか、どういうふうにして市民の方に反映させていくのか、そういうことをこの場で議論したいと思っています。

杉岡座長 私が余り話すのはよくないのですが、要するに、指定管理者として事業を引き受けていると、やはり実績を出さなければいけないのです。結局、利用件数や利用者をふやさなければいけないというのが非常に大きな事業の柱になっていて、実際にたくさん利用をしているのですが、本当に望ましい利用の仕方になっているのかどうかというところに疑問があるということなのです。

望ましいとなると、今度は質を問題にし始めます。この質に関して、どういう縛りを入れることになるのかということになると、結局、市民活動の多様な展開の中に、こういう利用の仕方はいいけれども、こういう利用の仕方はだめだよということまでわかりやすい形でやれるのかといっても、今の場所は便利だし、印刷機が安く使えて、会場も非常にいいというだけの人が多くなっているので、例えば実際にどういう悩みや問題につながっているのかということ指定管理者側は言いにくいわけです。要するに、モンスター利用者みたいな人がふえて翻弄されているとか、困っているとか、そうすると、利用の仕方についてどういうコントロールをしたらいいのかという問題もあります。これも、余りやると、価値観の押しつけのようなことにつながるのです。これはいい、これはだめみたいな話をどんどんやっていくというのは微妙な問題があって、民間でこんなことをやりたいというミッションを明確に持っていて、それを進める上では、ミッションに合ったことを受け入れてやるわけですが、市の施設としていろいろな人が利用するという前提にしているので、それに対するコントロールの仕方というのは、実際に非常に難しいのです。うまくやろうと思ったら、今度は利用者がどんどん減って行って、質はよくなったけれども、利用が非常に限られていると。

そうすると、今度は市の指定管理者の採択を決める会議の中で、利用が余り伸びていないよねということで、成果が逆に評価されるという問題ですね。実際は、そこをどういうふうにわかりやすい形で借りていただき、活用していただけるのかということがあると思うのです。

そこは、議事録の公開につながるようなことでやると、何をやっているのだろうみたいな感じになりかねないのです。今度、拡大の協議会でまた議事録がどんどん出てくると、団体の評価をどうするのかということに踏み込む可能性もあるのです。そこを、ほかの地域ではどういうふうにコントロールしているのか。

コントロールの仕方が、透明性があってわかりやすい仕組みで健全な利用に向かっているならば、それは一番いいのです。

そのあたり、私も実際にどういう人が利用しているかがよくわからないのですが、利用している井上委員、どうですか。

井上委員 私は、枠組みというところにこだわりたいといいますか、こだわらざるを得ないところがあります。それはどうしてかという、これは日常的な利用にかかわる問題について踏み込んで議論するということから、そもそもの委員の構成について考えていかなければいけないと思うのです。どういうことかという、利用している側の団体、あるいは、ここを拠点に市民活動をしている個人が結構いるわけです。そうすると、そういうレベルまでおいて考えていかなければいけないし、そう考えて突き詰めていくと、利用者一人ひとりがこれは市の施設だということを考えながらここを利用していくように意識をつけてもらうということの方が大事なので、では、そのやりとりというのはこの中だけで閉じ込めておいていいのかということになるのではないかと思います。

それを、会議のペースを年4回と変えないで、職員は入ってくるけれども、そういう中の仕事のやり方まで議論していくというふうになると、逆に、中の職員にとって、今まで自分たちで利用者とやりとりしてやってきたものがまたもとに戻ったりということで、職員のある種の専門性にも支障を来すのではないかと思います。その関係が非常に難しいというところで、ちょっとひっかかっています。

杉岡座長 相談を受けている三浦委員はどうでしょうか。

三浦委員 ちょっとまとまり切らないのですけれども、登録の問題に持っていった方がいいのかなと思ったのです。登録基準を明確にして、この施設は登録制なのですから、その段階でしっかりした基準を持っていけば、そこを通った人たちはあとは自由に使ってもらえるわけですね。そこが分かれ目になるのではないのでしょうか。なぜ登録制なのかということです。なぜ道立は登録制ではないのか、そこら辺で分かれてくるのではないのでしょうか。

杉岡座長 そういうことは、登録の条件の設定の問題と関係してくるのですね。

三浦委員 そうではないでしょうか。

我々は登録内容をいろいろ調べた経緯もあるのですが、市の管理時代に登録された団体などを見ますと、市民活動の根本である公益性について、どうも首をかしげるような団体がいっぱい登録されているのです。だから、そういうところでしっかり基準を持っていった登録するという形をとっていかない限り、この問題は解決しないでしょうね。

杉岡座長 かなり難しそうな問題ですね。公益性の問題に入り込むと、一つ一つどういう判断をするのかという……。

井上委員 評価軸をどういうふうにとればいいのか、はっきり決められないですね。

三浦委員 多分、それをあいまいにしている限りは、こういうことを言えないと思うのです。

杉岡座長 それをわかりやすくうまく設定すればいいわけですね。公益とは何かという議論に入ると、泥沼に入って、なぜこれでだめなのかということになりますので、わかりやすいガイドラインがあって、これをクリアしていればいいのですよという柱でチェックできれば、首をかしげるようなところはそこから外れるといいわけですね。

三浦委員 そう思います。

杉岡座長 それは、どういうふうにチェックできればいいのか。

三浦委員 今は、登録のときに申請書を出してもらっているようだけれども、その目的のところセンターの職員がチェックしているということになっていると思います。ただ、職員の方も公益性というもののとらえ方がまだ完全に統一されていないと思うのです。そこら辺でぶれがかなりあると思います。そうすると、わけのわからないお楽しみ同好会のようなところが会議室を使って何をやっているのかなということも実際にあるのではないのでしょうか。

杉岡座長 ほかの政令市とか指定管理者が似たような問題を抱えていると思うのです。そこら辺が、好ましいか、好ましくないかという問題をどう解決しようとしているのか。反社会的な問題が出てくれば、すぐに問題にしやすいのですけれども、どの程度の活動が問題になるのかというのは、なかなか難しいですね。

井上委員 それこそ、市のそもそもの政策の枠組み、市民活動促進の枠組みにかかわると思って聞いていました。それこそ、まちづくり基金の登録団体を見ていまして、この団体の公益性はちょっと理解できないといいますか、今、三浦委員がおっしゃったようなことは、正直、僕も思うのです。私自身は、余り中をチェックしてしまうと、行政がチェックするのと同じになりますから、それは非常にまずいと思いますけれども、少なくとも、市のまちづくりのために協力をするとか、市民レベルで協力してくれるというのは、オープンでやるというのはひとつの基準と思っているのです。それにも当てはまるのか、活動している方々に了解してもらえるのかというふうに見ても、市自体が余りはっきりしていないのではという感じを受けます。そこで、我々だけはっきりさせていいのかというのは根本的な問題で、私はなかなか答えが出せません。

杉岡座長 協力の依頼と協力にこたえない場合のサンクションというか、そういうものが本当にどの程度うまく機能できるのか。注意とか、協力をお願いしますと言われても、ちょっと都合が悪くて協力できないと言われたら、それはどうしようもないという問題にもなりかねません。

したがって、同意書というか、協力してもらいたいことをいろいろ出して、こういうことに理解をしていただかないと困りますというのはできると思うのです。あとは、もうちょっとわかりやすくチェックできて、自分たちはここを利用できないかなというのが、強制ではなくて自分で受けとめられればいいわけですね。申込書を読んだら該当するかどうか分かるようになっていけばいいわけで、それに対して不服があるときは申し立てができればいいわけです。

西井委員 その一つの基準というか、目安で、今の話でふと思ったのは、NPO法という十何個かある特定非営利活動促進法の一つの示唆ではないかと思います。手当たり次第にNPO法人格をとれるわけではないですね。それに問われるところがあると思うのです。

ああいうことも全部ひっくるめて考えてしまえば、NPO法人でああいうことをやりま

すよということが、ニアリーイコールで市民活動という言い方もできます。そういうことを考えると、あれをすべてイコール公益と断じることではないけれども、わかりやすい基準、目安としては、あの項目も一つの物差しにはなるのではないかと思います。

坂井委員 事務局の方にお聞きしたのですけれども、登録団体が登録申請書の段階では、皆さん、住所から電話番号から全部書いて出さないと通らないのでしょうかけれども、それを一たん公表するような話になったら、公表されてしまったら困るのだという団体さんがありますよね。それは公益性とか市民活動と言えるのかなと思うのです。

杉岡座長 それは、団体の名前を出さないということですか。

坂井委員 僕の知っている団体では、二つか三つは、例えばみんなでパンフレットをつくりたいのだけれども、どうでしょうかといったときに、うちは一切そういうのを困るのですと言われたところが過去に三つくらいあったのです。それ以後もあるのかなということをお伺いしたいのです。それでも市民活動団体なのかということですか。

事務局（大築主幹） 札幌市より引継ぎ、現在二千数十件の団体が登録されています。再度聞き取り調査しておりません。

私も勉強の為に台帳を見ているのですが、すでに解散した団体もあります。やはり、先ほど三浦委員がおっしゃったように、正式に全部を精査していくと、恐らく、この2,000を下回ると思います。私も、活動経験で、実際にこの団体はないという会も有ります。

杉岡座長 ないというのは。

事務局（大築主幹） もう既に解散している、あるいは、こんなことを言うと申しわけないのですが、ボランティア活動をしている女性のボランティア団体を私どもはV1、V2とずっと作ってきましたが、三十数団体あるのです。でも、V1、V2というのは、下手をしたら、年齢的に団体として存在していません。

ただ、先ほどの井上委員が言ったように、恐らく、精査すれば減ってくると思います。

実際に、登録をして公開しない団体も結構あるのです。私ども職員と話しているのは、最低限の部分は、登録した以上は公開すべきだということです。最近では、電話とか住所というのはいろいろな部分で使われますから、最低でも団体名とどんな活動をしているかということは必要だと思うのです。

ただ、絶対に公開できない団体もあるそうです。DVの暴力の関係の相談をやっていると、それがわかると、追求する人が、その団体にだれかが相談に行っているのかということがあるので、公開できないことは確かです。

そういう団体は、職員も、登録するときに聞き取りをしています。

現実的には、団体支援の2番目にあるように、団体を作って、これから未熟ながらも活動しようという気持ちでやっている団体に、だめよと言うわけにいかないのです。例えば、一番いいのは、健康のためにフラダンスをやりますとか、フラダンスをやりますと言って、では、あなた方の趣味だけではないのかということけれども、我々は健康であることは社会のために、いろいろな人たちが入って健康になれば医療費がかからないでしょうと、そうす

ると目的も合うかなと。そういう理屈ではないけれども、目的の中でこうあるべきだという活動をするためにつくった以上は、だめだと言えないわけです。

そうすると、先ほど言ったように、2年、3年に1回は調査をして、その活動報告を上げてもらえば、本当に目的がきちんと達成されているかどうかということが把握できると思います。

ただ、2,000件の聞き取り調査をして、出してくださいということで封筒を入れると、1件で、最低でも60円の往復ですから120円です。120掛ける2,000件というと、サポートセンターの事業費は年間100万円くらいですが、そのうちの3分の1は郵送代で終わってしまうとなると、これはむだかなと思います。せっかく送っても返ってこないのが現状です。

杉岡座長 だんだんわかってきました。

事務局(大築主幹) きちんとすると、落とし穴に落ちていくのかなという気がします。やはり、活動への支援の窓口を広くしていくのは確かだと思います。

杉岡座長 会員としてというか、団体として登録するということは、札幌市のまちづくりに協力していくということが前提になるから、本来は中の会員組織になっていて、それがアソシエーションとしてそれぞれの団体が役割を自覚して運営を考えたりするということにつながっていないと、とりあえず権利だけをキープするだけで、あとは何もしない、公表も望まないというのであれば、登録という仕組みにちょっと問題がありますね。存在していない団体までカウントしていくというのは役所の常套手段ですけども、どちらかというとなら身体障害福祉手帳のようなものですね。要するに、手帳を交付した数だけでいくということですね。どうなっているかわからないのです。

事務局(大築主幹) 我々の最低限の仕事として、今お話に出たように、最低限の登録したときの公開する範囲は決めなければならないと思います。今まで、相手が公開しないでくれたと言ったら、それでオーケーということで登録していたのです。

杉岡座長 登録するときの約束事が、今までを引き継いだものがそうになっているということですね。それは指定管理者以前の問題ですね。

事務局(大築主幹) そういうルールで発足しているのです、最低限、登録する以上は、ここまでは公開してもらわなければ登録できませんと、こちら方も逆に提案をしなければならないと思っています。

本来の我々の仕事というのは、場所の提供と、悩んで何かしたいときにどういう人がいるとかを紹介してあげる、あるいは、何かやりたいのだけれども、どうしたらいいかと。我々は場所と人と物とよく言うのですが、それをうまくコーディネートするのが我々の仕事だと思っています。また、それがもっと広がれば、いろいろな団体同士に、こういう団体があって、そういうところに行くともっと効果的な活動が出来ます。先日、ブース利用の方でいろいろな違う人たちが交流をしたときに、まさにエコの問題とか、今はマイはしを持とうという運動が始まっていますけれども、そういうことによって障がいを持って

いる単純作業する人たちの職が失われているということが現実にあるのです。また、割りばしは本当は間伐材でつくられるべきなのですが、その間伐材を山の奥から切り出しするのに金がかかるから持ってこないのです。そして、近場の木でやった結果、こうなったわけです。ですから、非常にエコということでそういうことに取り組んだ逆効果として、障がいのある方も健全な方も一緒になって生活する場をつくったにもかかわらず、そうやってトーンダウンしていくことも確かです。

そんな話は、この間の交流の中に森林を守る会の方がいたり、障がい者の援助作業をしている人がいたり、またおサイフの会という役所の懐を勉強している会の方がいたりして、違う団体同士なのなのですが、そこではと気がつくことはたくさんあるのです。

そういう意味では、こういう場を提供することは大事だと思います。いろいろな団体があって、我々が逆に声をかけてあげたり、いろいろな形で交流をすることは大事なことで、私から、私は、活動支援の窓口は広くしておくべきだと思います。

杉岡座長 何かありますか。

井上委員 今の一連の議論を聞いていて、私がますます思ったこととして、この拡大協議会のやる内容は、本当に登録した団体や市民の方々と平等に広く議論すべきことなのではないかと思ったのです。それは、例えば年に1回でもいいので、フリーな形でお互いの意見を交換し合う場があるといいのかなと思います。そういうところをさらにつなげていくとか、そういうところで起きそうな議論、議題を整理していく、あるいは利用者の側の意識づけをどうしていくかということを考えていくのがこの協議会の役割になると思います。逆に、日常的な議論や細かい事業内容の議論までここで抱え込んでしまうと、登録団体が利益だけを得るという意識でとどまってしまおうというところがなかなか解決しないと思うのです。

ただ、利用者同士の話し合いでも、形としては、まさしく今提案された同じテーブルに立ってお互い意見を言い合うような形にするということが大事になると思うのです。そういう形で整理した方が、形式的に終わってしまうかもしれませんが、利用者の意識づけの問題もクリアする可能性があると思いますし、その議論をきっかけにまた新しい事業を考えていったり、いろいろな仕掛けを考えるということが実態に即してできるのではないかと思います。

杉岡座長 抜本的な問題になってしまっているの、定例的にこの運営協議会で議論してこなかったという問題もあるわけです。指定管理者が引き受けている仕事の基本的な問題が問題になってしまっていることになります。

確かに、今、どういうメンバーでどんな話し合いをする機会を設けなければいけないかというところの整理をする上で、ある程度方針を決めて議論しなければならない問題もあるし、市の直接関係するセクションと指定管理者と協議会のメンバーが議論しなければならない問題もありますし、利用者の登録団体の方にいろいろ話を聞かなければいけないという問題もあります。

そこは、わかりやすい整理の仕方をした上で、また、先ほど坂井委員が話題にされましたけれども、この委員の任期は2年とするということで、基本的には交代することになっているのですが、交代するときに、うまく内容を引き継ぐことが必要なので、実際上は何割かは議論を引き継げるような形で入れかえをした方がいいのではないかと、そこら辺の議論もあると思います。

拡大の話も整理しておきたいと思います。

拡大は、やらないよりはやった方がいいということは確かですが、その使い方は、うまくやらないと目的が逆に実現できないということも出てきます。

宇野委員 質問ですが、私も、この資料が送られてきたときに意味がわからなかったのです。事務局は拡大協議会というものを提案してくださっていますが、委員の皆さんはどういうふうにお考えになのでしょうか。これはよくわからないのですが、報告や計画を評価いただくのは運営協議会でやって、拡大協議会として下のような図をやりたいという意味なのですか。意味がわからないのです。

三浦委員 僕もわかりません。今、聞こうと思ったのです。

宇野委員 どうなのですか。

横江委員 これはわかるような気がします。多分、前回とか前々回のいろいろな話し合いの中から生まれてきたものだと思います。僕らの運営協議会がこういうものをつくり出したという結果だと思います。

杉岡座長 現状は、協議会では事務局から用意された議題について議論をする、また協議会の中からも議題が出てくるということですね。

宇野委員 つまり、拡大協議会と書いてあるけれども、同じ協議会なのでしょうか。

横江委員 違うのです。

嶋委員 二つできるということでしょう。

横江委員 事務局、指定管理者が考えていた、従来、僕らがやるべき運営協議会のスタイルというか内容と違うものがいろいろ出てきたので、では、こういうものを考えました、そこでももろもろの出てきた解決策を図りましょうというのがこれです。要するに、今までの協議会の中では包括していなかった、そこまで踏み込んでなかった問題が出てきたのです。

杉岡座長 私の理解は、相談を受けたときに、結局、協議会というのは独立した個人としてみんながいろいろな立場で議論していくわけですから、事務局が全員集まってこのメンバーで議論すると、事務局の個人的な立場で議論するということになるので、それは指定管理者としての運営と違う問題も出てくるわけですね。それは話が混乱してくるので、例えば具体的な問題をどう考えたらいいかということ、実際的な問題を扱っている人たちが委員と一緒に議論をすると、ですから、取り扱う内容によって、こういう具体的な話をみんなでやった方がいいのではないかと、間接的なやりとりではなく、直接担当の人を含めて議論する案件や議題があるのです。常時、拡大ではなく、内容によってそ

れを使うということを必要としているのではないかと思います。あくまでも、協議会としては、指定管理者がやっている事業についてのアドバイス機関ということになるわけで、アドバイスをするとされる側と一緒に話し合っていたのでは、そのアドバイスはどうなるのだろうということになります。ですから、議題の内容によるのではないかと思います。

そのときに、実際に具体的な議論をする上で、先ほど宇野委員が言われたように、市の担当の人も議論しないと、具体的にどう考えていったらいいのかということを含めていけません。

宇野委員 私は、協議会の場に市という大家さんも来て、それを掃除したり直したりする人もいて、市民の側もいてという三者の図を協議会のイメージとして持った方がいいのではないかと思います。

杉岡座長 協議会そのものを変えるということですね。

宇野委員 協議会そのものを変えるというか、そういうことができないのかなと思ったのです。でも、そういう理解がなと思って読んでいくと、拡大協議会があって、そのほかに従来どおりの評価をいただくというところの意味がわからなかったので先程の質問をしました。でも、センターの役割の中で業務をしている大家さんの図もないので、これ全体がわからなかったのです。その議論は、まだしていないというか、意見を交わしていないので、その先の協議会の運営案はちんぷんかんぷんで聞いていました。

嶋委員 私もそうです。

杉岡座長 運営協議会の細則というか、組織の設置というのは、協議会そのものも議論の対象にならないのですね。これは、協議会が自分たちの組織のあり方を変えていくということ想定したつくり方ではないですね。

事務局（高橋事務局長） サポートセンターの事業運営協議会の要綱は皆さんもご存じだと思いますけれども、結局、この協議会そのものは、いわゆる市民の専門的かつ幅広い意見を反映させるということが大きな目的になっております。そういう意味で、こちらの資料に出ている1から7までの事項について、さまざまな立場でご意見をいただくということに尽きるわけです。

ただ、この協議会の運営そのものに関しては、必要な事項は、その都度、座長が定めるというふうになっております。ただ、この運営の中で特段ここを改善しないと、この協議会が趣旨に對することができないということが出てくれば別でしょうけれども、それ以外では、あり方を変えるという抜本的なものにはなっていないと思います。そういう必要が出れば、また別ではあります。

杉岡座長 1から7まで、かなり包括されてしまっているのです。

事務局（高橋事務局長） 相当の部分がこの中に網羅されていると思います。

先ほど座長が説明していただきました概念は、まさしく私どもの言葉足らずの部分を説明していただけたと感じているところです。

先ほど、横江委員に言っていただきましたが、これまでのこの協議会の議論の中でも、

私は前は出ていないのですけれども、事務局との自由な意見交換をする場をというお話があったやにも聞いております。それから、私どもはこの評価をいただくという中でいる貴重なご意見をいただいておりますけれども、事務局として、今、こういった問題が出ていて、率直に協議会の皆さんと意見交換といいますが、お考えを伺いたいなというのが、運営上、出てきたときに、この拡大協議会の場を活用しながら、考え方を伺い、また方向性を見出していくといいますが、対応策を考えていくという場が一つあっていいかなと考えているところです。

ですから、常時これがあるということではなくて、先ほどもお話がありましたけれども、基本的には今までの協議会の形で進めていきますが、こうやってこの建物を運営し、多くの方に利用していただく中で、我々事務局としても、こういう問題が懸念される、頭を痛めている、解決をしなければいけないかというところについて、拡大協議会の中でお考えを伺いたいという場面も今後出てくるのではないかとということです。

14ページに書いてありますのは、例えばということを出させていただいています。今、これが直ちにこの施設の運営上で非常に危機的な状況にあるわけではありませんけれども、これからそういったことが出てきたときには、それについて自由に意見交換できるような場があった方が、お互いの立場で自由に発言できるのではないかとという考え方も持っているところであります。

杉岡座長 残り時間が少なくなってしまったので、これはどこまで詰めた形にして引き継げばいいのかということがちょっと微妙ですけども、(1)にかかわっている問題というのは、ブースを借りる団体もそうかもしれませんが、登録をいただいている団体の取り扱いについて工夫をしないと、市民活動らしい支援の仕方の効果を発揮することはなかなか難しいのではないかと問題を、三浦委員は相談に乗っている中で受けとめているということですし、事務局からも、これは何らかの見直しをする必要があるのではないかとというお話がありました。

存在していない団体もあることになっているというのは、ただ数字を上乗せしているだけということなので、実態がない団体が登録されたままで札幌市の登録団体は2,000団体あるということですが、何らかの活動をしているのは千何団体ということになると、それは実態をあらわしていないので、不適切な取り扱いになるわけです。

坂井委員 中には、今は活動を中止しているけれども、将来またやるかもしれないので、落としたらまた面倒くさいから放っておくのだという人もいるわけです。

杉岡座長 休眠ですね。

坂井委員 いつ再開するかわからないですよ。このまましないかもしれないですよ。

杉岡座長 そういう意味では、会員制度のようにして、休んでいる方の会費と実際にやっている人の会費をもらっていけば、だんだんとわかってくると思います。

そこは、登録していただいて、一緒に取り組んでいる方の仲間としての役割を求めるような仕組みをつくっておかないと、ただ名前があるというだけではつながりもないですか

らね。下手をすると、連絡事務の費用も莫大なものになって、うっかり意向調査しても何十万円もかかって、それ自体が大変だということであれば、必要な連絡をとるコストというのは、登録している団体の方から年に2,000円というふうにして会費を払ってもらって運営に生かせるような仕組みにしていけないと、どうかなという気もしました。

実際に会員として使われている立場から、井上委員、どうですか。

井上委員 会員登録を有料とするかどうかという問題はともかくとして、今、話を伺っていると、やはり実働があるかどうかというのは非常に大事なところだと思います。しかも、市が管理しているときから引き継いでいるということだと、その整理の問題も、単純に指定管理者の責任かどうかということも、これはそれぞれ市に問わなければいけないことだと思うのです。そこをぜひ整理していただきたいですし、これは我々が市に求めたいところです。そういう実働していない団体の部分も、そういう仕事のコストを指定管理者が負うということになったその分、我々が受けられるいろいろな支援やサービスが受けられないということになりますから、そういうところまで指定管理者に押しつけないでほしいということはず言いたいです。

ただ、むしろ、どういう人たちが実働しているのかという整理はぜひしていただきたいと思います。そのあたりは、市の職員がいたら直接言いたかったのですが、今日はいないので、本当にそこからまず始めていただきたいと思います。そうしないと、我々はだれが仲間かということがわからないですから、そこをぜひ市に伝えていただければと思います。

杉岡座長 もう時間がないので、お1人ずつ、補足的な発言をしていただきたいと思えます。

嶋委員、お願いします。

嶋委員 登録団体をどういうふう整理していくかというところでは、やはり、過去にさかのぼって、あるということになっている団体を問いただして行ってゼロにしていくというのは、札幌市の当初の数を上げていったところとの意向とも違うのか、今現在、どういうふう考えているかわからないですけども、そこをすべてやっていくというのも、経費の問題もあったり、手間の問題もあったり、大変だと思うのです。

先ほどの報告の中で、ことしは複合になって5周年ということで、5年たったところで団体の数というか、実際に動いている市民活動団体を把握するというところで、どういうやり方がいいのかわからないのですが、できれば自主的に、ことしも再登録しますみたいな更新をすると。そして、更新していただかないと、例えば印刷機とかコピー機が使えませんか、みずから自分たちの団体が活動しているということをあらわす機会を何かでつくったらいいと思うのです。使ってはいけませんということではなくて、更新をしてくださいということを書いていくというのは何も悪くないことなので、そういうふうになると、新しい年度の数というか、4月に一遍とはいかないと思いますけれども、そういう更新をするような工夫をしていくと、数の把握がしやすいと思います。そして、過去に上ってき

た数とは別に、今、実際に新しい数というか、動いている数が見えるのではないかと思います。

私も、団体として登録しているからには、最低、団体名ぐらいは公表するのは当然だと思いますので、そういうふうを考えていただきたいと思います。

杉岡座長 では、三浦委員、よろしくお願いします。

三浦委員 登録に関しては、まず登録基準の明確化と自主更新制の採用の二つになると思うのです。自主更新制にすれば、大築さんが心配していたような郵送料も大分減ります。

もう一つ、資料の中の(1)番のサポートセンターの役割については、市の存在がここに入っていないという宇野委員の指摘をはっきりさせてもらいたいです。

以上です。

杉岡座長 では、西井委員、どうぞ。

西井委員 登録しているのは、団体ばかりではなくて、個人もいます。だから、個人の人たち含めて、団体を含めての2,000という数だと思うのです。そうすると、なお個人の場合だったら、団体と同じ縛りがかかるのかというところで、個人として、まだ団体的な組織立ったものがなくて、ただサークル的なのか同好会的なところで、個人が代表して登録しているところもあると思うのです。

そういう意味で、先ほど坂井委員がおっしゃったように、今は表立って活動してない、半ば休眠状態で、そのうち元気のいい若いやつが入ってきたときに改めて活動を始めようかくらいに思っている人たちもいると思うのです。埋もれていて、実際に登録したことすら忘れてる人もいるかもしれません。そういう意味で、改めてモチベーションというか、意識、動機づけを再認識させるという意味も含めて自主更新制をやられた方がよろしいのではないかと思います。

杉岡座長 横江委員、どうですか。

横江委員 自主更新制は賛成です。そうすると、常に実数が把握できるということがあります。3月末日、5月末日で何団体と。ロッカーとかレターケースを利用するのもそうなっているはずです。

会費を取るかどうかというのは別問題で、何からの事業を、登録団体としては必ず市に協力していくと。特に、5周年については必ず協力するとか、エルプラザの祭りが毎年あるので、そういうものに積極的に参加、連携をしていっていただきたいということでは、各団体と市民、あるいはこれから活動する方たちとのマッチングとか交流を図るという意味合いで言えば、本来の目的ですから、そういった仕掛けをいろいろやっていくと。それに関連して、講座とか、いろいろなものがまた考えられると思います。

杉岡座長 坂井委員、どうぞ。

坂井委員 登録については、私も今までの皆さんの話に賛成です。私は、この事業運営という言葉は、むしろ、ソフトの部分でどういう活動を具体的にしていくのかということの方に中心に置いていきたいなと考えてきているわけです。

その中で、先ほどもいろいろ疑義がございました拡大協議会という部分です。今、たまたま横江委員から5周年の話が出たのですけれども、年間行う行事の中への我々の参画のあり方とか、全団体さんに対する事前のPRの仕方とか、それから、ことしから自主企画講座というか、市民企画講座に大分シフトされていますね。そうすると、団体のやる部分についてはいいと思うのですが、本来、市民活動としてこういうこともやらなければならないよという部分が抜けてしまうのではないかと思うのです。そういうことを、お互いに、こういうところでいろいろな人が集まった段階で、こういうテーマを単独の団体にやれと、いってもちょっと似合わないから、これは指定管理者さんの方で企画してやっていくと。そのための講師とか何とかということについては、みんなが協力してやっていくというようなことでやっていかなければいけないと思います。先ほどのパソコンの問題については、個人の一団体ではなかなかやりづらいです。

あるいは、これから出てくる問題として、先ほど私も市民活動全体の話をしましたけれども、今、福まちの方に出てみたり、連町の方に出てみたりやっていると、お互いに理解をしていないがために、反目ではないのだけれども、うまくいっていないケースが、八十幾つの中で1割か2割までであるのか、うまくいっているところもあるけれども、その他のところはまずうまくいっていません。これも、もしNPOの私のところやろうとしても、町内会の方からはまず参画してもらえないと思います。それが、市も入った公共的な方でやってくださると、こういうことだから皆さん出ましようよということだと、そこから話し合いの糸口が少しずつできてくるのではないかと思います。そういうことについては、もう少し積極的な講座の開催をお願いしたいと思います。

杉岡座長 宇野委員、どうでしょうか。

宇野委員 私は、15ページの右側の協議事項の今後(案)の部分は、坂井委員がおっしゃったように、支援そのものということで、例えば事務ブースの目的、利用のあり方、募集の仕方ということをやろうと、まさしく事務局では考えていて、ソフトの部分を協議会の場で協議したいという意味にとりました。

けれども、実際に実施内容の図では、私は、この協議会の中でそういうことをやって、附属的にフットワークよく、では事務局と一緒にこんなことをやらないか、5周年はどうなっているの、そういうところはまた別の場を設けて委員が直接その担当者とやり合うと、そういう意味ではいいのですが、わざわざつくる拡大協議会をイメージできないでいます。

やはり、何度も言うように、ここは公設民営の施設であり、その指定管理者ということで、稼働率や利用率ということが財団さんへの評価になっていく。それだけを私たちがアドバイスするというのは、何か担っていることが間違っているような気がします。市民参加型の場として、この場に札幌市もいて、質の問題を高めようという尺度を、新たな物差しをつくっていくのがこの場ではないかと私は思ったのです。でも、その辺がこの案ではまだ整備できていません。

もう一つ、時代はどんどん変わっていて、今、市民まちづくり活動促進条例が実際にで

きた一方で、促進テーブルという委員会があって、もう募集も終わっているのですが、一向にその中身が見えないのです。1回ぐらいは委員会をやっていると思うのですけれども、あれもわからない。そういうところへ私たちの中からだれか一人が傍聴に行くとか、このハード自体を公設民営でやっている意義みたいなものを、絶えず意見を吹き込んで、その市の担当者がここに一緒にいて物差しをつくっていくということをこの協議会がやれたら、次の協議会がやれたらすてきなと思います。

ですから、具体的に登録制については、きょうの段階では私ははっきりと意見は述べられません。

杉岡座長 最後に、伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 話していた更新制度に関しては、とりあえずいいなと思っています。

あと、次の協議会をどういうふうにやっていくのかということで、僕が一つ大事にしてほしいと思うのは、この協議会の本来の趣旨である市民の意見を反映させたものをここで話し合うということを大事にしてほしいと思っています。

それぞれ個人の意見で話している部分がかかなり多いと思うのですけれども、そこに市民がどういうふうを考えているのかという材料があると、また違った、もう少し広い範囲でのお話ができると思っています。

僕がいつも思っているのは、三浦委員の意見は、後ろに抱えているものが違うなとちょっと思っているのです。それは、やられている仕事や経験からも違うと思うのですけれども、ここに何か材料があった上で話したいなと思っています。

例えば、この協議会をする前に、何かしらのアンケートのようなものとか、ある程度議題が決まっていて、そこに意見を吸収できるような形にしてあるとか、どこかの団体に力をかりて、そこで1時間ぐらいで意見を吸収して、それを二、三回やったものをこちらに持ち込んでもらうとか、もう少し広い範囲の意見を吸収した上でできるような形でこれからはやっていけたらなと思っています。

杉岡座長 最後はかなり根本的な問題に向かったわけですが、これを踏まえて、次期の協議会のあり方と検討課題その他を詰めていただくことになると思います。

また改めて確認していただくこともあると思うのですけれども、議事については以上にしたいと思います。

最後に、どうしてもというような意見はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

杉岡座長 では、事務局の方から依頼と確認事項についてお願いしたいと思います。

事務局(岡本課長) ご議論をどうもありがとうございました。

事務局からの確認事項ということですが、今のところ、議事録ということで、発言を一字一句、文章に起こしてホームページなどで公開しているのですけれども、もしかしたら委員さんの意見の中で発言しづらいということがあるのかなと思いました。もし、そういうご意見があれば、そのあたりも今後に向けて見直しを図っていきたいと思ってお

ります。今の段階としては、概要版とあわせて、すべての方の発言を記載されている議事録を出すということで二つ出していますけれども、そのあたりの発言のしやすさという点について、皆さんから一言、二言、ご意見をいただきたいというのが1点です。

もう1点は、ことしの8月で皆さんの2年間の任期が満了となります。どうもありがとうございました。要綱の方には、再任を禁じるという文言はないものですから、私どもは、ぜひ皆さんに次期委員として、再度、事務局から指名などをさせていただきたいと考えております。

これにつきましては、後日、市民活動サポートセンターの担当の小野より、皆さんの方に、個人のご都合なども伺わせていただこうと思っております。

以上です。

杉岡座長 今、議事録の詳細版と概要版が出されている中で、詳細版まで出されることで発言しにくいことがあるかどうかというお話がありましたけれども、その点について、何かご希望やご意見があればお願いしたいと思います。

坂井委員 確かに、最初のころは、この話がマイクに入るのがまずいなということは大分ありましたね。

三浦委員 全文を出す義務はないのですね。多分、あれを読んでいる人はいないと思うのです。

杉岡座長 相当関心がないとね。

記録は必要で、概要版は確実に出さなければいけないと思います。

あとは、議事録の公開を要求されたときに見せなければいけないかどうかという問題があります。指定管理者の方はどうかかわからないのですけれども、役所の関係は、フォーマルにつくっている委員会は、名前を消して公開しなければならないという縛りが入ってしまいます。

確かに、詳細版の議事録がホームページにアップされることで、ちょっと話題にしにくい問題はないわけではないと思います。

宇野委員 意見です。この事業運営協議会の委員会自体は、札幌市がこういう場を設けようということで、たまたま業務が財団が行っただけなので、やはり私は公開が原則だと思うのです。やはり、言うてはまずいではなくて、自分の発言は責任を持って言うべきだし、個人の感情で言うことではないと思うので、私はこのままでいいと思います。

ただ、みんながみんな見ているかということはあるので、逆に概要版の方を工夫するというふうにした方がいいと思います。逆に、私たちは概要版のチェックはできないですね。事務方がなさっています。ただ、会議は生ものなので、概要版は後から出てくるよりもタイムリーに出さなければいけないという使命があります。多分、概要版はすごく苦労していると思うので、あの中身をどういうふうにするかとか、例えば会議の最後の確認で補う工夫が必要かと思えます。

私は、やはり両方あった方がいいと思います。

井上委員 やはり、私は、誤解されないためにも詳細版は必要だと思います。ただ、この新しい案で拡大協議会とやっていくということになると、多分、もっと特定の団体の話が出てこざるを得ない可能性は高くなると思うので、それはどういう扱いにするかはもうちょっと柔軟に対応していいのではないかと思います。ただ、それぞれの委員の立場とか意見という部分に関しては、基本的にその趣旨を曲げない範囲で公開するし、今、我々はチェックできていますから、私自身もわかりづらいなというところは変えさせてもらっております。それはそれでいいですし、その方が市民にとってわかりやすいと思います。それは変えない方がいいと思います。

杉岡座長 特段、変えた方がいいということではないようなので、今までどおり、概要版についてタイムリーに出していただいて、その工夫をしていただくということによろしいかと思います。

ありがとうございました。

それでは、本日が最終の事業運営協議会になったわけですけれども、終了させていただきたいと思います。

2年間、お忙しい中、夜の7時からという非常に変則的な会議だったと思いますけれども、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

事務局（会田主査） 杉岡座長を初め、委員の皆様方、大変ありがとうございました。

今、最後の話題にもありましたけれども、今回の議事録については詳細版をホームページに掲載させていただきます。確認のために皆さんに送らせていただきまして、皆さんにチェックしていただいた後、再度、こちらの方にお送りいただいて、ホームページに掲載する予定でございます。よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、市民活動主幹の大築よりごあいさつを申し上げます。

事務局（大築主幹） 先ほど岡本課長の方から言いましたけれども、委員の皆さんには、本当に長い間、市民活動サポートセンターの事業に対して多くの意見をいただきまして、ありがとうございました。

エルプラザの入り口に“彫刻家の流政之さん”から寄贈されたデアイパチがあります。皆さんご存じだと思います。あそこに一言、英語で「トゥルー カレッジ」という言葉が刻まれております。私もさきほど辞書を開いて見たのですが、日本語で言うと、「本物の勇氣」、あるいは「真実の勇氣」という意味だそうです。

我々指定管理者として市民のために業務を行うということは、この言葉はこれから何かやろうという時に一番大切だと言われているものだと思います。今回、いろいろな会議のやり方の話がありましたが、私どもも皆さんと一緒に意見交換ができればと思っております。これも会議の進め方の試みということで真実の勇氣の一つととっていただければ、私ども職員も幸いと思っております。

委員の皆様には、最後まで熱心にお考えいただきましたことを感謝申し上げます。

また、先ほど事務局からお願いを致しましたように、至らない点が多くあったと思いま

すが、これからも皆さんから忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

再度、小野の方から皆さんにお願いに上がることがあると思いますので、そのときはひとつよろしくお願いいたします。

指定管理の期間は4年間なのですが、この8月で皆さんの任期が終わるということは、この後、もし新しく委員に委嘱をしても1年と少しという中途半端な期間になります。そうすると、その後、もし我々が指定管理をできない場合は、委員の皆さんの意見が途切れてしまう可能性があります。そんな責任ということから、できれば、我々がやっている間の1年数カ月をお願いをしようかと思っております。

ただ、何人が公募をするということがうたってございます。決して今回公募をした方がだめということではなくて、今回の公募の方は我々の方から選考ということでお願いと思っています。

本日は、長時間にわたり委員のみなさんからたくさんのご意見、ご提案をいただきありがとうございました。お礼のご挨拶といたします。

杉岡座長 どうもありがとうございました。

4 . 閉 会

事務局（会田主査） 以上をもちまして、事業運営協議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上